

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3219959号
(U3219959)

(45) 発行日 平成31年1月31日(2019.1.31)

(24) 登録日 平成31年1月9日(2019.1.9)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 7 F 5/11 (2006.01) A 4 7 F 5/11

評価書の請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 実願2018-4499 (U2018-4499)
(22) 出願日 平成30年11月20日(2018.11.20)(73) 実用新案権者 500583265
株式会社協進印刷
東京都世田谷区若林4-39-1
(73) 実用新案権者 591211906
日星工業株式会社
静岡県静岡市清水区吉川790番地
(74) 代理人 100116850
弁理士 廣瀬 隆行
(74) 代理人 100165847
弁理士 関 大祐
(72) 考案者 大原 千明
静岡県静岡市清水区吉川790番地 日星
工業株式会社内

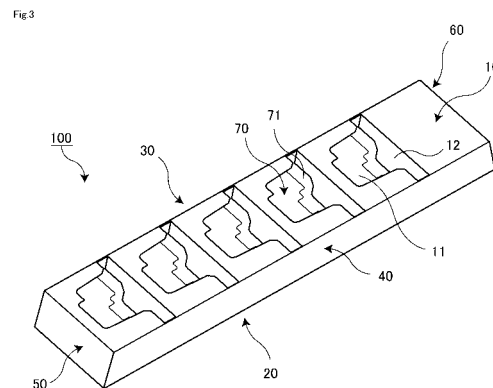
(54) 【考案の名称】 プリスターパック用の陳列トレー

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 プリスターパックを起立した状態で安定的に陳列できる陳列トレーを提供する。

【解決手段】 陳列トレー100は、四角筒状をなすように設けられた天面10、底面20、左側面30、及び右側面40と、天面と底面の間に設けられた中層面70とを備え、天面と中層面のそれぞれには、平面視において重なる位置に一又は複数の開口部11、71が形成されている。開口部にプリスターパックの台紙を差し込んだときに、台紙が天面と中層面によって支持されて、プリスターパックが底面に対して起立した状態で陳列される。

【選択図】 図3



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

ブリスターパック（200）の陳列トレイ（100）であって、
四角筒状をなすように設けられた天面（10）、底面（20）、左側面（30）、及び右側面（40）と、
前記天面と前記底面の間に設けられた中層面（70）と、を備え、
前記天面と前記中層面のそれぞれは、平面視において重なる位置に一又は複数の開口部（11、71）が形成されており、
前記天面と前記中層面の開口部に前記ブリスターパックの台紙（210）を差し込んだときに、前記台紙が前記天面と前記中層面によって支持されて、前記ブリスターパックが前記底面に対して起立した状態で陳列される
陳列トレイ。

10

【請求項 2】

前記天面は、前記開口部内に延設されたフラップ部（12）を有し、
前記天面と前記中層面の開口部に前記ブリスターパックの台紙を差し込んだときに、当該台紙の背面に前記フラップ部が当接する
請求項 1 に記載の陳列トレイ。

【請求項 3】

前記天面及び前記中層面の開口部のそれぞれは、前記ブリスターパックの台紙を差し込むことのできる主開口（11a、71a）と、前記ブリスターパックのバック部（220）を差し込むことのできる副開口（11b、71b）を含む
請求項 1 又は請求項 2 に記載の陳列トレイ。

20

【請求項 4】

前記副開口は、複数種類の異なる形状の前記バック部（220）に対応できる形状である
請求項 3 に記載の陳列トレイ。

【請求項 5】

前記底面部は、前記左側面又は前記右側面の一方との境界線上に設けられた差込穴（21）と、前記左側面又は前記右側面の他方との境界線を折れ線として前記差込穴に差し込み可能な接続片（22）とを有する
請求項 1 から請求項 4 のいずれかに記載の陳列トレイ。

30

【請求項 6】

さらに、前記天面と前記中層面の間に前記ブリスターパックの台紙を差し込んだ状態でも、前記ブリスターパックを陳列することができる
請求項 1 から請求項 5 のいずれかに記載の陳列トレイ。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、ブリスターパック用の陳列トレイに関する。

【背景技術】

40

【0002】

従来から、商品の包装形態の一つとしてブリスターパックが知られている。ブリスターパックは、紙製の台紙と、商品を収納可能な形状に成型された透明樹脂製のバック部とからなり、台紙とバック部とを貼り合わせることでその内部に商品が封入される。このようなブリスターパックは、一般的に台紙の上部に吊り下げ用の丸孔が設けられており、この丸孔に陳列棚に設けられたフックを差し込むことにより、ブリスターパックに封入された商品を陳列棚に一列に並べて陳列されることが多い。

【0003】

他方、ブリスターパックを吊り下げできない売り場のために、例えば特許文献 1 に示されるように、ブリスターパックを一列に規則的かつ綺麗に並べて配置することのできる商

50

品陳列箱も提案されている。特許文献1に記載の商品陳列箱は、ケース本体の仕切り部材として、片面段ボールをその波形面が内側に向くように商品包装体の大きさに応じてほぼU字状に折り曲げてなる陳列ホルダが用意されており、波形面の凹溝内に商品包装体の下端縁と両側縁の各一部分とを嵌合させることで、陳列ホルダ内で複数の商品包装体を起立した状態で陳列できるように構成されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2016-140704号公報

【考案の概要】

10

【考案が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、特許文献1に記載の商品陳列箱は、段ボールの波形面にプリスターパックの台紙を差し込むことで、そのプリスターパックが底面に対して直立するように構成されているものの、台紙の側縁部分のみが段ボールの波形面によって支持されているに過ぎないため、プリスターパックにある程度重量のある商品が封入されている場合、陳列箱に多少の衝撃が与えられただけでもそのプリスターパックが傾倒したり、あるいは段ボールの波形面による支持状態から外れてしまうという問題がある。さらに、特許文献1の商品陳列箱は、同種の商品を封入したプリスターパックを一行に並べることを想定したものであり、例えば大きさや形状の異なる異種の商品を封入したプリスターパックを一行に並べて陳列することは想定されていないといえる。

20

【0006】

そこで、本考案は、プリスターパックを起立した状態でより安定的に陳列することのできる陳列トレイを提供することを主たる目的とする。また、本考案は、異種の商品を封入したプリスターパックを一行に並べて陳列しやすい陳列トレイを提供することをさらなる目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本考案は、プリスターパック200の陳列トレイ100に関する。陳列トレイ100は、天面10、底面20、左側面30、右側面40、及び中層面70を備えることを基本構造とする。天面10、底面20、左側面30、及び右側面40は、これらの四面によって四角筒状をなすように設けられている。つまり、天面10と底面20は、互いに対向するように設けられ、左側面30と右側面40は、互いに対向するように設けられるとともに天面10と底面20の間に起立している。中層面70は、天面10と底面20の間に設けられた面である。中層面70は、天面10と底面20と平行な面を形成していることが好ましい。天面10と中層面70のそれぞれは、平面視（すなわち天面10側から陳列トレイを見たとき）において重なる位置に一又は複数の開口部11、71が形成されている。そして、本考案に係る陳列トレイ100は、天面10と中層面70の開口部11、71にプリスターパック200の台紙210を差し込んだときに、台紙210が天面10と中層面70によって支持されて、プリスターパック200が底面20に対して起立した状態で陳列されるように構成されている。このように、プリスターパック200を天面10と中層面70によって支持することで、プリスターパックを起立した状態でより安定的に陳列することが可能になる。

30

40

【0008】

本考案に係る陳列トレイ100において、天面10は開口部11内に延設されたフラップ部12を有することが好ましい。この場合に、天面10と中層面70の開口部11、71にプリスターパック200の台紙210を差し込んだときに、当該台紙210の背面上記のフラップ部12が当接することとなる。このように、台紙210の背面をフラップ部12によって支持することで、プリスターパック200の起立状態をより安定させることができる。

50

【0009】

本考案に係る陳列トレイ100において、天面10及び中層面70の開口部11, 71のそれぞれは、プリスターパック200の台紙210を差し込むことのできる主開口11a, 71aと、プリスターパック200のパック部220を差し込むことのできる副開口11b, 71bを含むことが好ましい。なお、副開口部11b, 71bは、主開口部11a, 71aよりも、左右方向(X方向)における開口幅が狭く設定されている。このように、開口部11, 71の形状をプリスターパック200のパック部220に対応させることで、プリスターパック200が陳列時に左右方向に位置ずれを起こすことを抑制できる。

【0010】

本考案に係る陳列トレイ100において、上記の副開口11b, 71bは、複数種類の異なる形状のパック部220に対応できる形状であることが好ましい。このように、副開口11b, 71bの形状を調整することで、一つの陳列トレイ100に複数種類の商品を封入したプリスターパック200を整頓して陳列することができる。

10

【0011】

本考案に係る陳列トレイ100において、底面部20は、左側面30又は右側面40の一方との境界線上に設けられた差込穴21と、左側面30又は右側面40の他方との境界線を折れ線として差込穴に差し込み可能な接続片22とを有することが好ましい。このように、陳列トレイ100に差込穴21と接続片22を設けることで、二つの陳列トレイ100を左右方向に並べて接続片22を介して両者を連結することことが可能になる。

20

【0012】

本発明に係る陳列トレイ100は、さらに、天面10と中層面70の間にプリスターパック200の台紙210を差し込んだ状態でも、プリスターパック200を陳列することができるように構成されていることが好ましい。このように構成することで、例えば天面10及び底面20を上下垂直に起立させた状態(すなわち縦置き)でも、本考案に係る陳列トレイ100を利用してプリスターパック200を安定的に陳列できるようになる。

【考案の効果】

【0013】

本考案によれば、プリスターパックを起立した状態でより安定的に陳列することのできる陳列トレイを提供することができる。

30

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図1】図1は、本考案の一実施形態に係る陳列トレイの展開図である。

【図2】図2は、天面及び中層面に形成された開口部の形状を拡大して示している。

【図3】図3は、陳列トレイを組み立てた状態を示す斜視図である。

【図4】図4は、陳列トレイを利用してプリスターパックを陳列した状態を示している。

【図5】図5は、組み立てた状態の陳列トレイを示す透視図である。

【図6】図6は、陳列トレイを縦置きにした状態を示している。

【図7】図7は、陳列トレイの断面図である。

【考案を実施するための形態】

40

【0015】

以下、図面を用いて本考案を実施するための形態について説明する。本考案は、以下に説明する形態に限定されるものではなく、以下の形態から当業者が自明な範囲で適宜変更したものも含む。

【0016】

本願明細書において、「左右」や「左右方向」というときは、陳列トレイの左側面30と右側面40を結ぶ方向(図1におけるX方向)を意味し、「前後」や「前後方向」というときは、陳列トレイの前面50と後面60を結ぶ方向(図1におけるY方向)を意味し、「上下」や「上下方向」というときは、陳列トレイの天面10と底面20を結ぶ方向を意味する。

50

【 0 0 1 7 】

図 1 に示されるように、陳列トレイ 1 0 0 は、厚紙や段ボールシート等の一枚のブランクシートからなるものであり、このブランクシートを立体的に組み上げることにより箱型に成形される。陳列トレイ 1 0 0 は、天面 1 0、底面 2 0、左側面 3 0、右側面 4 0、前面 5 0、及び後面 6 0 が、それぞれ折れ線を介して接続されている。具体的に、図 1 に示した実施形態においては、天面 1 0、左側面 3 0、底面 2 0、右側面 4 0 がこの順で左右方向に接続されており、天面 1 0 の前側に前面 5 0 が設けられ、天面 1 0 の後側に後面 6 0 が設けられている。このため、ブランクシートを組み立てると、天面 1 0 と底面 2 0 とが上下方向に対向し、左側面 3 0 と右側面 4 0 が左右方向に対向し、前面 5 0 と後面 6 0 が前後方向に対向して、陳列トレイ 1 0 0 全体で六面体をなす。また、左側面 3 0 及び右側面 4 0 の前後両端部と、前面 5 0 及び後面 6 0 の前後方向端部には、それぞれ、ブランクシートを組み立てる際に利用する差込片 3 1、4 1、5 1、6 1 を設けておくが良い。

10

【 0 0 1 8 】

さらに、本考案に係る陳列トレイ 1 0 0 には、組み立て後において、天面 1 0 と底面 2 0 の間に位置する中層面 7 0 が設けられている。この中層面 7 0 は、組み立て後の状態において天面 1 0 と底面 2 0 に対してほぼ平行な面となることが好ましいが、多少前後方向あるいは左右方向に傾斜していても構わない。中層面 7 0 の左右両側には、左接合代 7 1 と右接合代 7 2 が折れ線を介して接続されている。左接合代 7 1 は、左側面 3 0 に接着剤等によって接合され、同様に、右接合代 7 2 は、右側面 4 0 に接着剤等によって接合される。なお、本実施形態において、右接合代 7 2 は、天面 1 0 と中層面 7 0 の間に折れ線を介して接続されている。このように、左接合代 7 1 及び右接合代 7 2 をそれぞれ左側面 3 0 及び右側面 4 0 に接合することで、天面 1 0 と中層面 7 0 の間の間隙、及び底面 2 0 と中層面 7 0 の間の間隙が保持された状態で、陳列トレイ 1 0 0 が立体的に組み上がる。なお、左接合代 7 1 の横幅は底面 2 0 と中層面 7 0 の間の間隙幅に等しく、また、右接合代 7 2 の横幅は天面 1 0 と中層面 7 0 の間の間隙幅に等しくなるように設計されている。

20

【 0 0 1 9 】

また、図 1 に示されるように、天面 1 0 と中層面 7 0 には、それぞれ、プリスターパック 2 0 0 を差し込むための開口部 1 1、7 1 が複数箇所形成されている。これらの開口部 1 1、7 1 は、平面視において上下方向に貫通するように位置している。つまり、天面 1 0 の開口部 1 1 のそれぞれの真下に中層面 7 0 の開口部 7 1 が位置していることとなる。例えば図 4 に示すように、プリスターパック 2 0 0 をこれらの開口部 1 1、7 1 に差し込むことで、プリスターパック 2 0 0 の台紙 2 1 0 が天面 1 0 と中層面 7 0 とによって支持され、底面 2 0 に対して起立した状態でプリスターパック 2 0 0 を綺麗に陳列することができる。

30

【 0 0 2 0 】

また、図 2 (a) は天面 1 0 の開口部 1 1 の形状を拡大して示しており、図 2 (b) は中層面 7 0 の開口部 7 1 の形状を拡大している。これらの図に示されるように、天面 1 0 の開口部 1 1 と中層面 7 0 の開口部 7 1 は、それぞれ、プリスターパック 2 0 0 の台紙 2 1 0 を差し込むことのできる主開口 1 1 a、7 1 a を含む。本実施形態では、主開口 1 1 a、7 1 a の横幅（すなわち左右方向の幅）は、天面 1 0 と中層面 7 0 の横幅とほぼ等しく設計されているが、プリスターパック 2 0 0 の台紙 2 1 0 を差し込むことのできる横幅であればこれに限定されるものではない。

40

【 0 0 2 1 】

また、天面 1 0 の主開口 1 1 a の前後方向の幅 $W 1$ と、中層面 7 0 の主開口 7 1 a の前後方向の幅 $W 2$ を比較すると、幅 $W 2$ の方が幅 $W 1$ よりも広く設計されている ($W 2 > W 1$)。つまり、天面 1 0 の主開口 1 1 a と中層面 7 0 の主開口 7 1 a の後面 6 0 側の端縁の位置は上下に揃っているが、中層面 7 0 の主開口 7 1 a の前面 5 0 側の端縁は、天面 1 0 の主開口 1 1 a よりも前面 5 0 寄りに位置していることとなる。これにより、天面 1 0 と中層面 7 0 の開口部 1 1、7 1 にプリスターパック 2 0 0 の台紙 2 1 0 を差し込んだときに、図 4 に示されるように、この台紙 2 1 0 の正面側が上向きになるように多少傾倒す

50

ることとなる。台紙 210 の正面が上向きになるようにプリスターパック 200 を傾倒させて陳列することで、その内容物が上側から視認しやすくなる。

【0022】

また、天面 10 の開口部 11 は、プリスターパック 200 のパック部 220 が差し込まれる副開口 11b, 11c, 11d を含む。この副開口 11b, 11c, 11d は、天面 10 の主開口 11a から前面 50 側に向かって延出したものであり、副開口 11b, 11c, 11d 全体の横幅は、主開口 11a の横幅よりも小さくなっている。副開口 11b, 11c, 11d は、そこに収納するパック部 220 の形状に合わせて適宜設計できる。例えば、第 1 の副開口 11b のみにパック部 220 が収納されてもよいし、第 1 の副開口 11b と第 2 の副開口 11c を組み合わせた領域にパック部 220 が収納されてもよいし、あるいは第 1 の副開口 11b と第 3 の副開口 11d を組み合わせた領域にパック部 220 が収納されてもよい。このようにすることで、一つの陳列トレイ 100 で、形状や大きさの異なる商品を封入した異なる種類のプリスターパック 200 を陳列することができるようになる。

10

【0023】

同様に、中層面 70 の開口部 71 は、プリスターパック 200 のパック部 220 が差し込まれる副開口 71b, 71c, 71d, 71e を含む。この副開口 71b, 71c, 71d, 71e は、中層面 70 の主開口 71a から前面 50 側に向かって延出したものであり、副開口 71b, 71c, 71d, 71e 全体の横幅は、主開口 71a の横幅よりも小さくなっている。副開口 71b, 71c, 71d, 71e は、そこに収納するパック部 220 の形状に合わせて適宜設計できる。例えば、第 1 の副開口 71b のみにパック部 220 が収納されてもよいし、第 1 の副開口 71b と第 2 の副開口 71c を組み合わせた領域にパック部 220 が収納されてもよいし、第 1 の副開口 71b と第 3 の副開口 71d 又は第 4 の副開口 71e を組み合わせた領域、あるいは第 1 の副開口 71b と第 3 の副開口 71d と第 4 の副開口 71e を組み合わせた領域にパック部 220 が収納されてもよい。

20

【0024】

図 1 や図 3 に示されるように、天面 10 には、その開口部 11 内に延材するようにフラップ部 12 が設けられている。このフラップ部 12 は、左右方向に伸びる折れ線で天面 10 本体と接続されており、この折れ線を介して開口部 11 内に折り込むことができる。図 4 に示されるように天面 10 と中層面 70 の開口部 11, 71 にプリスターパック 200 の台紙 210 を差し込んだときに、このフラップ部 12 に当該台紙 210 の背面が当接するようになっている。これにより、フラップ部 12 によってプリスターパック 200 をより安定的に支持できる。特に、本実施形態ではプリスターパック 200 を傾倒した状態で起立させることを想定しているため、傾倒した状態のプリスターパック 200 の台紙 210 をフラップ部 12 によって安定的に支持できるようになる。

30

【0025】

図 4 に示されるように、本考案に係る陳列トレイ 100 によれば、種類の異なる商品を封入したプリスターパック 200 を前後方向に一列に並べて陳列できる。具体的には、陳列トレイ 100 には、5 種類の LED ランプが陳列されているが、それぞれ直径 15 mm 規格、直径 25 mm 規格、直径 35 mm 規格、直径 130 mm 規格、直径 190 mm 規格といったように種類が異なるものである。天面 10 及び中層面 70 の副開口の形状を適宜設計することで、このように異なる種類の商品を封入したプリスターパック 200 を安定的かつ綺麗に並べて陳列することが可能になる。

40

【0026】

また、図 1 に示されるように、底面部 20 は、左側面 30 との境界線上に差込穴 21 が設けられ、右側面 4 との境界線を折れ線とした接続片 22 が設けられている。ある陳列トレイ 100 の接続片 22 は、他の陳列トレイ 100 の差込穴 21 に差し込むことができる。このように、陳列トレイ 100 に差込穴 21 と接続片 22 を設けることで、二つの陳列トレイ 100 を左右方向に並べたときに、接続片 22 を介して両者を連結することことが可能になる。

50

【 0 0 2 7 】

また、本考案に係る陳列トレイ 1 0 0 は、図 1 から図 4 に示したような横置き状態だけでなく、図 5 に示されるような縦置き状態でも使用することもできる。この場合、例えば、底面 2 0 にマグネットを取り付けて金属製のプレートや柱に取り付けることができるようにしたり、あるいは底面 2 0 に画鋲を刺して壁や柱に固定できるようにすることが好ましい。

【 0 0 2 8 】

陳列トレイ 1 0 0 を縦置きで使用する場合、プリスターパック 2 0 0 の台紙 2 1 0 は、天面 1 0 の開口部 1 1 を通じて、天面 1 0 と中層面 7 0 の間に差し込むと良い。これにより、縦置き状態でも、プリスターパック 2 0 0 を視認性良く陳列することができる。なお、図 1 や図 2 に示されるように、本実施形態では、天面 1 0 の副開口 1 1 b, 1 1 c, 1 1 d 全体の前後方向の延出長さが、中層面 7 0 の副開口 7 1 b, 7 1 c, 7 1 d, 7 1 e 全体の前後方向の延出長さよりも長くなっている。これは、陳列トレイ 1 0 0 を縦置き状態で使用する場合でも、プリスターパック 2 0 0 のバック部 2 2 0 を天面 1 0 の副開口 1 1 b, 1 1 c, 1 1 d 内に収めるためである。すなわち、このように天面 1 0 の副開口 1 1 b, 1 1 c, 1 1 d の形状を工夫することで、プリスターパック 2 0 0 の台紙 2 1 0 を天面 1 0 と中層面 7 0 の間に差し込んだ状態においても、この副開口 1 1 b, 1 1 c, 1 1 d にプリスターパック 2 0 0 のバック部 2 2 0 が収納できるようになる。

10

【 0 0 2 9 】

以上、本願明細書では、本考案の内容を表現するために、図面を参照しながら本考案の実施形態の説明を行った。ただし、本考案は、上記実施形態に限定されるものではなく、本願明細書に記載された事項に基づいて当業者が自明な変更形態や改良形態を包含するものである。

20

【 符号の説明 】

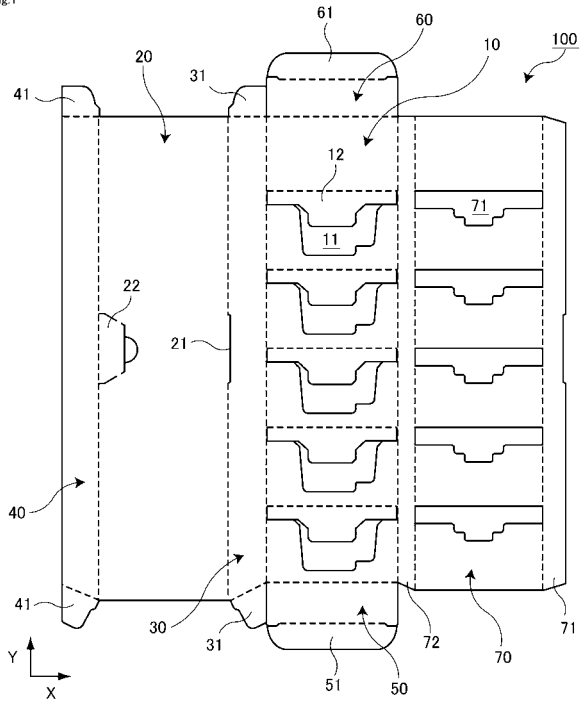
【 0 0 3 0 】

1 0 ... 天面	1 1 ... 開口部
1 2 ... フラップ部	2 0 ... 底面
2 1 ... 差込穴	2 2 ... 接続片
3 0 ... 左側面	3 1 ... 差込片
4 0 ... 右側面	4 1 ... 差込片
5 0 ... 前面	5 1 ... 差込片
6 0 ... 後面	6 1 ... 差込片
7 0 ... 中層面	7 1 ... 開口部
7 2 ... 左接合代	7 3 ... 右接合代
1 0 0 ... 陳列トレイ	2 0 0 ... プリスターパック
2 1 0 ... 台紙	2 2 0 ... バック部

30

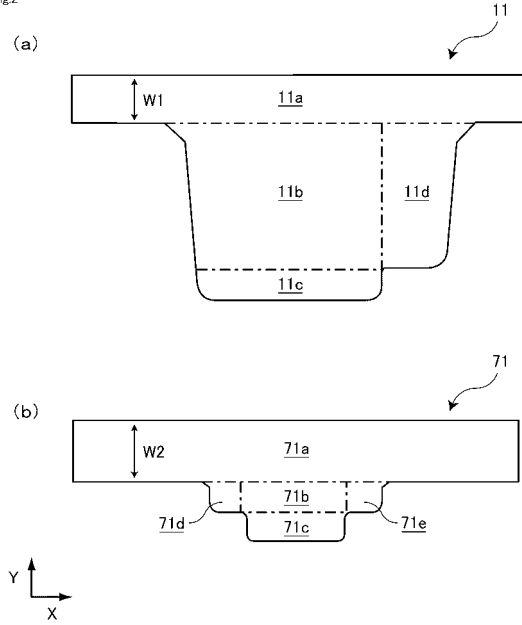
【 図 1 】

Fig.1



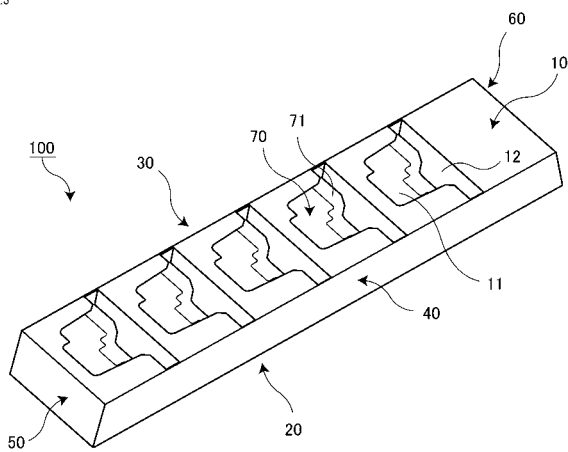
【 図 2 】

Fig.2



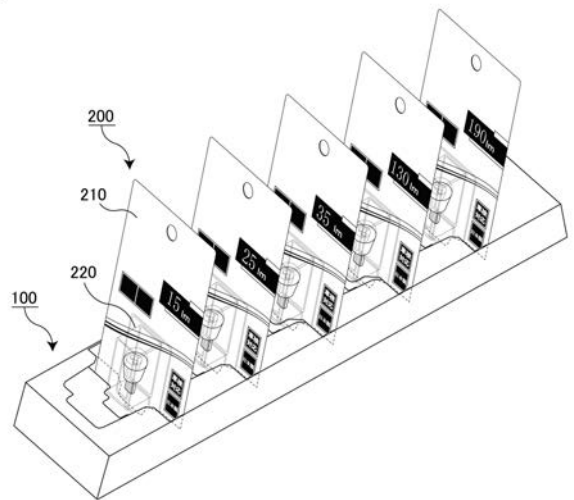
【 図 3 】

Fig.3



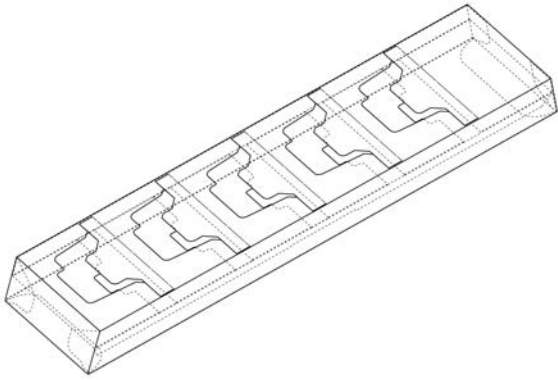
【 図 4 】

Fig.4



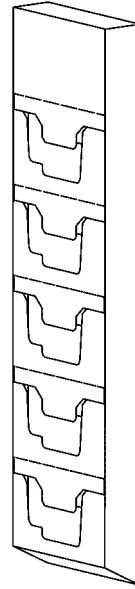
【 図 5 】

Fig.5



【 図 6 】

Fig.6



【 図 7 】

Fig.7

